

徳島県病院局管理規程第八号

徳島県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年四月二十八日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

徳島県病院局事務の委任及び決裁に関する規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

別表第七第二十五号を次のように改める。

二十五 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に関する次のこと。

- 1 第七十一条第一項の規定による同意の取得
- 2 第七十五条第一項の規定による個人情報ファイル簿の作成
- 3 第八十二条第一項及び第二項の規定による開示請求に対する決定等
- 4 第八十七条第一項の規定による保有個人情報の開示の実施
- 5 第九十三条第一項及び第二項の規定による訂正請求に対する決定等
- 6 第一百一条第一項及び第二項の規定による利用停止請求に対する決定等
- 7 第一百四十四条第一項（第一百八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による提案の審査
- 8 第一百五十五条（第一百八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による契約の締結

別表第七第三十号を第三十一号とし、第二十九号を第三十号とし、第二十八号を第二十九号とし、第二十七号を第二十八号とし、第二十六号を第二十七号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十六 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年徳島県条例第五十五号）第三条第一項の規定による登録

別表第八総務課長の専決事項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 個人情報の保護に関する法律に関する次のこと。

- 1 第七十五条第一項の規定による個人情報ファイル簿の公表
 - 2 第一百一十一条の規定による提案の募集
- 別表第十一第四号1中「第八十二条」を「第八十二条第一項及び第二項」に改め、同号3中「第九十三条」を「第九十三条第一項及び第二項」に改め、同号4中「第一百一条」を「第一百一条第一項及び第二項」に改める。

附 則

この規程は、令和五年五月一日から施行する。